

資源有効利用促進法政省令の一部改正に伴う対応

1 適用

令和5年(2023年)1月1日以降に建設管理部と契約する工事

2 対応方針

北海道建設部土木工事共通仕様書(以下、共通仕様書)に下記事項を追加します。

- (1) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(以下、計画書)の提出時に工事監督員へ内容を説明願います。
- (2) 受注者は計画書を書面または映像(デジタルサイネージ)により、工事現場の見やすい場所へ掲示してください。
- (3) 計画書は受注者のWebサイトに公開するよう努めてください。(努力義務)
- (4) 計画書・実施書の保管期間を1年から5年に変更します。
- (5) 受注者は工事監督員から請求があったときは、実施状況を報告願います。

3 対象工事

共通仕様書の定めにより、計画書の提出が必要な全ての工事

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
建設リサイクル法に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂、碎石(新材又は再生材)、その他の再生資材を搬入する工事	建設発生土、Co塊、As塊、建設発生木材(木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散型)等を搬出する工事

※どちらも数量は問わず、搬入、搬出を伴う工事は全て対象

改正省令は下表左側に該当する工事が対象となっているが、**下表によらず「共通仕様書の規定により、計画書の提出が必要な工事」に拡大して適用する。**

資源有効利用促進法	建設リサイクル法
(再生資源利用促進計画書・実施書) 建設発生土 1,000⇒500m ³ 以上の搬出 Co・As塊、建設木材 合計200t以上の搬出	(再生資源利用(促進)計画書・実施書) 契約金額(税込み)500万以上の工事で特定建設資材の使用または搬出がある工事は数量に関わらず、提出
(再生資源利用計画書・実施書) 建設発生土 1,000⇒500m ³ 以上の搬入 碎石 500t以上の搬入 As混合物 200t以上の搬入	※第11条の規定で通知が必要な工事の取り扱い は従来どおり変更なし。

※省令の改正概要は別添参照



北海道建設部建設管理課技術管理係
電話：011-231-4111(内線:29-164)

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

○資源有効利用促進法政省令の一部改正がされました。(公布：R4.9.2／施行：R5.1.1※)【下線部が改正点】
○今後、盛土規制法の施行に合わせ、更に資源有効利用促進法省令の改正を予定しています。

※施行日以降に契約する工事に適用

(1) 発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

(2) 契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることとなっています。

(3) 施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成等

- ・元請企業は、一定規模以上※の工事を施工する場合、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見やすい場所へ掲示することとなっています。
- ・また、工事現場において責任者を置くなど管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

(4) 竣工後に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の実施状況を把握して記録し、工事完成後5年間(改正前は1年)保存することとなっています。
- ・また、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告することとなっています。

※計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. Co塊 } As塊 } …… 合計200t以上 建設発生木材 }	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. 碎石 …… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200t以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

